

ABCRC アスレティッククラブ 入会規約

第一条 名称

本会はABCRCによって運営される陸上競技・ランニングのクラブチーム「ABCRC アスレティッククラブ」（エービーシーアールアスレティッククラブ）と称し、略称として ABCRC-AC（エービーシーアールエーシー）と称します。また、本会の会員を「会員」と称します。

第二条 目的

本会は、競技者や市民アスリートが必要な専門サポートを必要に応じて受けられる、一貫型・循環型のクラブチームとして、陸上競技の普及と会員の競技力向上・健康増進に努めます。

第三条 入会資格

本会の入会資格は、原則として次の条件を満たす方とします。

- (ア) 目的意識を持って運動を行い、ライフスタイルに合わせ、無理の無い範囲で自分自身の健康を損なわず、増進させる努力の出来る方。
- (イ) 陸上競技やランニングを楽しむ心を忘れず、競技に固執し過ぎず、陸上競技やランニングを、人生を楽しむ一つ的手段として活用できる方。
- (ウ) 他の会員の目的の達成を阻害することなく、仲間として応援し、励まし合い、共に人生を豊かにするために適切なコミュニケーションを取ることができる方。
- (エ) 別に定める年会費並びにその他費用ならびに条件について、適切に納めることができる方。
- (オ) サポート選手の認定には、更に以下の条件を満たすこととします。
 1. 自らの競技力向上のため、ライフスタイルに合わせながら最大限の努力を惜しまないこと。
 2. 自らの競技力や健康だけでなくチーム全体の競技力向上や健康増進を考え、特にジュニア世代に対しては、自らの知識や経験を惜しみなく伝え、後世の競技の発展にも尽くすこと。
 3. 陸上競技やランニングというスポーツ全体の発展を考えた行動ができること。
 4. 出来る範囲で最大限、チームの PR や ABCRC の PR に協力ができること。
- (カ) サポート選手の認定は、ABCRC-AC 独自の審査書類に基づいた書類審査並びに面談によって行います。

第四条 入会手続

本会への入会を希望する個人又は法人は、本規約を確認、同意の上、入会申込書へ必要事項を記載して提出頂きます。または、ABCRC-AC ホームページ上「入会お申込みフォーム」にて必要事項を記載の上、送信して頂ければ、入会申込書を提出したものとみなします。

第五条 会費

本会の会費は別紙に定めるものとします。また、キャンペーン等に際しての金額の変更については、随時ご案内とします。

第六条 届出事項の変更

会員は、会員情報の変更があった場合は速やかに本会運営事務局まで報告するものとします。

ABCRC-AC 運営事務局 info@abcr-ac.net

第七条 会員の権利

会員は、本件サービス（次条により定義される）の提供を受ける権利を有します。

第八条 本件サービスの内容

会員は次のサービスを楽しむことができます。但しサービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあり、変更手続きについては、第十八条に定めるところによります。

(ア) ABCR コンディショニングサロンの提供する以下のサービスについて、常時定価の 10%引きにて提供を受けることができます。

【適用サービス】

「フィジカルコンディショニングコース」「リフレックスコース」「メンタルコンディショニング」「栄養カウンセリング」「スペシャルコース」「帯同サポートコース」
但し、カテゴリにより、下記のように別途条件を定めます。

1. サポート選手については、常時定価の 50%引きとします。
2. 遠方会員については、常時定価の 30%引きとします。

(イ) ABCR の主催する特定のイベントやセミナーについて、割引価格にて参加できるものとします。
割引率や価格についてはイベントやセミナー毎に定めます。

(ウ) ABCR の配信する指定の有料動画等について、全て無料で視聴できるものとします。

(エ) 月 1 回以上開催の全体練習会へ無料で参加できるものとします。

(オ) その他、カテゴリ別の各サービス内容については、会費を定めた別紙に記載します。

第九条 会員の義務

会員は、本会が定める本規約会則を遵守し、第三条に定める入会資格を満たすこととします。

第十条 会員資格の譲渡

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできません。

第十一条 禁止事項

会員は、次に掲げる行為を行ってははいけません。

- (ア) 他会員の目的を阻害することや、強く不快感な気分させる行為をすること。
- (イ) 本会の提供するシステムや ID、パスワード等を、本来の目的以外に使用すること。
- (ウ) 本会の運営を妨害することや、本会及び本会の会員を誹謗・中傷すること。
- (エ) 本会を利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること。
- (オ) 本会を利用して宗教の宣伝を含む宗教行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。
- (カ) 本会を利用してネットワークビジネス及びそれに類似するビジネスの営業行為をすること。
- (キ) 会員たる資格に基づき取得した情報を、その様態の如何を問わず、本会の許可なく使用すること。

第十二条 除名

会員が本会規約および第九条に定める義務を怠ったり、または、第十一条に定める禁止行為を行い、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の

処分をすることができます。尚、本会が除名処分をする際、当該会員には除名理由を説明致しません。また、支払われた分の年会費についても、一切の返金を致しません。

第十三条 会員資格の喪失

会員は、次の自由により退会となり、その資格を喪失します。

- (ア) 退会の申し出を行い、本会がこれを認めた場合。
- (イ) 除名された場合。
- (ウ) 会員が死亡した場合。
- (エ) 会員資格継続の申し出無く1年が経過し、その後1ヶ月以内に次年度年会費が支払われない場合。

第十四条 退会について

会員は本会の退会を希望する場合、運営事務局に書面（電子メールを含む）にて退会届（書式は自由）を提出するものとします。尚、年度途中での退会の場合でも、退会会員が既に支払った会費等については返金されないものとします。

第十五条 本会の廃止

本会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化または本会や本会運営事務局の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部または全部の利用を制限しまたはこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本会は利用者に対して賠償の責任を負いません。

第十六条 個人情報の扱い

本会の個人情報の取り扱いについては、別紙に定める通りとします。

第十七条 責任の範囲

本会は会員同士のトラブル等に関しては責任を負わないものとします。但し、そういった問題に関するご相談には、出来る限りの対応に努めます。

第十八条 本規約の変更手続

本規約の変更については、全会員の同意が必要となります。但し、規約の変更内容についてはホームページ上にて発表するものとし、発表した後1ヶ月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該契約内容の変更に同意したものとみなします。

第十九条 準拠法

本規約は日本国法に準拠し、日本国法に従って判断されるものとし、本規約の一切に関する紛争に関し訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成 29 年 8 月 21 日 改定